

京都府立大学文学部長選考規程

(平成20年京都府立大学規程第33号)

(選考)

第1条 京都府立大学文学部長候補者(以下「候補者」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、文学部教授会(以下「教授会」という。)が行う。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に、候補者を選考する。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出て、教授会が承認したとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合は、すみやかに選考を行う。

(選考の方法)

第3条 候補者の選考方法は、選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)による選挙により行う。

2 選挙は、単記無記名投票により行う。

3 投票総数が、選挙権者の3分の2に満たないときは、再投票を行う。

(選挙権者)

第4条 前条の選挙権者とは、選挙通知の日に、現に文学部の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者とする。ただし、休職中の者及び在外研究員並びに選挙の当日までに退職した者は除く。

2 投票当日、公務出張その他やむを得ない事情があるときは、不在投票を認める。

(候補者の資格)

第5条 候補者の被選挙権を有する者(以下「被選挙権者」という。)は、選挙の当日に文学部に在籍する教授の職にある者とする。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙事務を管理するため、学部長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会は、教授会において選出した3名の委員で組織する。

3 管理委員会は、委員の互選による委員長を置く。

(選挙の公示)

第7条 管理委員会は、選挙の期日及び場所を定め、選挙期日の7日前までに公示し、選挙権者に到達を確認する方法で通知しなければならない。

(選挙権者名簿)

第8条 管理委員会は、第4条第1項の選挙権者の名簿を、選挙期日通知の前日現在において、調整しなければならない。

2 管理委員会は、前項の選挙権者名簿を、選挙期日前5日の間、指定の場所において選挙権者に縦覧させなければならない。

3 選挙権者は、選挙権者名簿に、脱漏または誤載があると認めたときは、縦覧期間内に文書をもって、管理委員会に異議の申し立てを行うことができる。

4 前項による異議の申し立てがあった場合又は異動によって選挙権者名簿を修正する必要がある場合は、管理委員会は、選挙権者名簿を訂正し、すみやかに当該者に通知しなければならない。

(被選挙権者名簿)

第9条 管理委員会は、被選挙権者の一覧表を作成し、50音順により提示しなければならない。

2 前項の提示の期日、方法及び異議申し立て等については、前条の規定を準用する。

(当選者)

第10条 有効投票数の3分の2以上の得票を得た者を当選者とする。

2 有効投票数の3分の2以上の得票者がいないときは、上位得票者2名につき、決選投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。ただし、第2位に得票同数の者がある場合は、決選投票に加えるものとする。

3 前項の場合、得票数が同数のときは、年長者を当選者とする。

4 投票の効力は、管理委員会において決定する。

(教授会への報告)

第11条 管理委員会は、選挙の結果をすみやかに教授会に報告しなければならない。

(候補者の決定)

第12条 教授会は、前条の報告に基づき、候補者を決定し、学部長は、その旨を選挙権者に通知する。

2 学部長は、前項により決定した候補者を、すみやかに学長に報告する。

(候補者の辞退)

第13条 候補者の当選者が候補者となることを辞退したときは、その旨を選挙権者に通知し、14日以内に再選挙を行わなければならない。

(補則)

第14条 この規程の実施及び解釈について疑義の生じた場合は、教授会が決定する。

2 この規程の改正及び実施に必要な細則は、教授会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日任期満了に伴い、この規程の施行期日前に選考された学部長は、本規程により選考されたものとみなす。